業務委託契約書

株式会社Crold Valieat

_____(以下、「甲」という。)と、株式会社Crold Valieat(以下、「乙」という。)とは、甲から乙への業務の委託に関し、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と事業の発展をはかることを目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条(業務委託)

甲は、次に定める業務(以下、「委託業務」という。)の全部又は一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- ①甲のサービスに関するテレフォンアポイントならびにそれに付随する一切の業 務
- ②トークスクリプト構築とそれに付随する一切の業務
- ③リスト抽出・スクリーニング作業とそれに付随する一切の業務
- ④その他甲乙協議の上決定された業務

第3条 (委託業務の具体的な内容)

- 1 甲は、別紙1料金表下段に定める獲得月ごとの獲得件数については、契約後3ヶ月におけるアポイント件数とする。なお、契約から3ヶ月が経過した以降におけるアポイント件数、スケジュール、内容、実施方法等の詳細については、甲乙協議の上、乙の指定の方法で決定するものとする。
- 2 甲又は乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更及び追加等を相 手方に請求することができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の 内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。
- 3 甲は第1項に定める獲得件数の追加変更を行う場合、実施月の前月15日迄に乙に申し出を行うものとする。甲は第1項に定める獲得件数の減少を希望する場合には、乙の承諾を得るものとし、甲乙間の合意が成立しないときは本契約に定める獲得件数が適用されるものとする。

第4条(契約期間)

本契約の契約期間は、契約日から__ヶ月とする。尚、期間満了の15日前までに 甲乙のいずれからも異議申し出がないときは、本契約は自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条(業務報告)

乙は、委託業務の処理の内容について報告書を作成し、毎月10日までに甲に提 出するものとする。

第6条(情報共有)

甲は乙と緊密に連絡を取り、委託業務の内容や取得条件に変更があった場合、適宜、乙に相談・指示を行うものとする。尚、甲からの相談・指示がないため、乙が変更前の条件でアポイントを獲得した場合、当該アポイントは成果報酬の対象に含めるものとする。

第7条(業務委託料及び支払方法)

- 1 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別 紙1「料金表」のとおりとする。
- 2 甲は本契約締結後すみやかに、別紙1料金表に記載された以下の費用及び業務委託料を乙に支払うものとする。但し、別紙1料金表に金額の記載がない場合には、その費用は支払いを要しないものとする。
 - ①初期費用
 - ②月額費用を定めたときはその金額
 - ③別紙1料金表に記載した最初の月の獲得件数に成果報酬(1件単価)を乗じた 金額
 - ④リスト制作費
 - ⑤スクリプト抽出費
- 3 前項の費用の内、第3号の成果報酬については、最初の月のアポイント成功件数が、別表1料金表後段に定める獲得件数に満たなかった場合には、乙は、獲得件数に不足した件数に成果報酬(1件単価)を乗じた金額を、翌月に充当するものとする。尚、本契約終了時する場合、甲に返還するものとする。この際、返還額について利息は付さないものとする。
- 4 2か月目以降の委託料については、乙は、事前の委託件数を以下の金額の合計金額を甲宛に請求し、甲は、請求書受領後、請求書に定めた支払期日までに、委託料を乙指定の預金口座宛に振り込む方法で支払うものとする。なお、この際の振込手数料は甲の負担とする。
 - ①月額費用を定めたときはその金額
 - ②当月におけるアポイント成功件数に成果報酬(1件単価)を乗じた金額
 - ③スクリプト構成費・リスト抽出費を定めたときは、その金額
 - ④その他必要な費用
- 5 本条各号の定めにかかわらず、別紙1に特別の支払い方法を定めたときは、それ に従うものとする。
- 6 本契約の履行に際して、乙が特別の費用を支出した場合には、甲は乙が実際に支出した費用を補償するものとする。

第8条(アポイントの定義)

アポイントの基準は別紙2に定めるとおりとする。

第9条(甲の営業努力と認知)

甲は、乙が行うアポイント取得業務に対して十分な理解を持ち、以下の通り対応

するものとする。

- ①アポイントの性質上、テレアポ時とは1割から2割程度、温度感が変わる場合がある。その場合も甲は乙に対して責任追求をせず、アポイント内容の確認を行い、アポイントの立て直しを行うものとし、乙はアポイント単価としてカウントする。
- ②当日、担当者が不在でアポイントが成立しなかった場合、甲の営業担当者は必ず再アポイントの取得を行い、アポイントの立て直しを行うものとし、乙はアポイント単価としてカウントする。
- ③その他、甲の営業姿勢、その他甲の責めに帰すべき事由によりアポイントが確 定出来ない事案が続く場合、乙は甲に成果報酬を請求できるものとする。
- ④甲及び乙は、別紙1料金表の下段に記載された獲得件数は、乙の労働者の最低 稼働時間数を確保する目的で、そのための目安として定められたものである事 を理解する。そのため実際に乙がアポイントを獲得した件数が、この獲得件数 に達しない場合があっても、甲はこれに対して一切のクレームを申し立てない ものとする。

第10条(機密保持)

- 1. 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上、経営上及び技術上の機密を、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に漏洩し、又は、本契約内容遂行の目的以外に利用してはならないものとする。これは本契約終了後5年間も同様とする。
- 2. 甲及び乙は、本契約の締結及び委託業務の履行に際して知り得た個人情報については、個人情報保護法及び関連法令等に従い、その利用目的として開示した目的以外に使用せず、又、本人の承諾を得ることなく第三者に開示・提供等してはならないものとする。

第11条(虚偽報告)

- 1 甲は、乙に対して、アポイントに基づく営業訪問の結果を、営業訪問後速やか に、かつ、正確に報告しなければならない。
- 2. 乙は甲の営業訪問に関する報告の正確性を確認するため、必要に応じて、アポイント先の企業に対して、直接アポイントの状況の確認を行う事ができるものとし、甲はこれについて承諾する。
- 3 万一、甲の営業訪問時の報告に虚偽があることが発覚した場合、乙は直ちに本契 約を解除すると共に、甲に対して違約金として以下の金額の全部又は一部を請求 することができる。
 - ①過去にアポイントNGとされた全ての件数の3倍についての成果報酬の請求
 - ②残りの契約期間に実施予定であった全アポイント件数にかかる成果報酬相当額
 - ③その他迷惑料として金三十万円

第12条 (損害賠償)

甲又は乙は、本契約の履行に関し、本契約に違反し、又は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方が被った直接、かつ、現実の損害を

賠償する責めに任じることとする。但し、乙の賠償責任の範囲は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、本契約に基づき乙が甲より受領した委託料総額を上限とする。尚、乙が甲の社名を使用して電話営業を行ったことにより、顧客その他の第三者に損害が生じた場合の責任は甲が負うものとする。

第13条 (期限の利益喪失)

甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、甲は当然に本契約及びその他乙との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

- ①本契約の条項に違反したとき
- ②監督官庁から営業停止又は営業免許、営業許可もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- ③差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分 又はこれらに準じる手続が開始されたとき
- ④破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたと き
- ⑤自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が一度でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に陥ったとき
- ⑥その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある とき
- ⑦前各号のほか、乙に対する背信的行為を行うなど、著しく甲乙間の信頼関係を 悪化させる事由があったとき

第14条 (契約の解除)

- 1 乙は、甲が前条各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なくして直ちに本契 約の全部又は一部を解除することができる。なお、この契約解除は乙から甲に対 する損害賠償の請求を妨げない。
- 2 甲が乙に対して合理的な理由によらない過度なクレームを主張してきた場合、乙 は本契約を将来に向かって解除することができるものとする。なお、この場合、 乙は甲に対して、受領済みの報酬等を一切返還する義務を負わないものとする。
- 3 乙は、甲の商品・サービスでアポイントの取得が限りなく不可能に近いと判断する場合、甲に相談の上、本契約を将来に向かって解除することが出来る。尚、この場合、乙は獲得件数に対する成果報酬と第7条第7項により乙が負担した費用、及び、乙が解除日までに行ったアポイントに要した電話代等の実費のみを甲に請求することができるものとする。

第15条(存続規定)

第7条、第10条(但し、第1項については契約終了後5年間に限る。)、第12条、第13条、本条、及び、第15条の規定は、本契約終了後においても、なお、効力を有するものとする。

第16条(準拠法、合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とする。本契約から発生する一切の紛争について訴訟の 必要を生じた場合には、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を第一審の専属的合 意管轄裁判所とする。

以上の証として、本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ署名(記名)・押韻のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

甲:

印

乙:東京都渋谷区鶯谷町19-19 第三叶ビル303 株式会社 Crold Valieat 代表取締役 奥山健太 印

料金表

初期費用	円	月額費用	円
成果報酬(1件単 価)	円	契約期間	ヶ月
リスト制作費		スクリプト抽出費	
獲得月	月	月	
獲得件数	件	件	件

<特別の支払い方法の定め>

- ①第7条第4項の支払いについて、乙から請求があったときは、甲はPaid後払い決済を利用するものとする。
- ②月の獲得件数30件以上で、かつ、契約期間3ヶ月以上とする場合、Paid後払い決済を使うことで契約最初の支払いからPaid後払い決済で対応する。

以上

アポイントの定義

甲および乙は、アポイント獲得の認定基準について以下のように定めるものとする。 尚、以下にあるアポイントとカウントしないもの以外の全てのアポイントは一見単価 としてカウントするものとする。基準として、乙は電話での会話中でしかお客様対応 が出来ず、その範囲を超える部分については乙の責任とは出来ないこととする。

- 1□訪問先より、『名刺交換のみと聞いていた』や『とりあえず会って欲しい』と商談を前提としたアポイントの場合、乙の業務怠慢とみなし、アポイントとしてカウントしないものとする。
- 2□ヒアリング項目を達成していない案件があり、それが原因でアポ執行や商談が出来ない場合、乙の業務怠慢とみなし、アポイントとしてカウントしないものとする。尚、ヒアリング項目も達成しており、先方都合での商談が破綻する場合、アポイントとしてカウントするものとする。
- 3□アポイントに基づき訪問したにも関わらず、先方が急遽不在となり、担当者で商 談を進めることとなった場合、アポイントとしてカウントするものとする。な お、甲は、乙とのトラブル回避のため事前に先方に対して確認を行なった上で訪 問するものとする。
- 4□必要書類を電話段階で依頼する場合、乙は、先方が当該書類を当日持参することまでは保証できないことを、甲は承諾する。甲は、当該書類を確実に用意してもらう必要がある場合には、甲にて事前に確認を行うものとする。但し、それでも先方の都合により用意が出来ない場合もアポイントにカウントするものとする。
- 5□乙は、甲の条件を元にWEBにクローラーを巡回させ、リストを取得するものとする。万一、取得リストに対象外のリストがある場合にもアポイントとしてカウントするものとする。また、乙は架電の際にリストのURL等は確認出来ない事を甲は理解する。甲は、成約精度を上げるため、また甲にとって無駄なアポイントカウントを避けるため、トーク内容の中に条件を組み込むよう乙に依頼を行うものとする。
- 6□甲は、アポイントの性質上、全て有効商談ではないことを十分に理解するものとする。尚、アポイント比率で1~2割を超えて有効商談とならない場合、トークスクリプトの修正を乙に依頼するものとする。